

中野区教育委員会会議録 平成24年第4回定例会

○開会日 平成24年2月3日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時10分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(12名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊
経営室副参事(施設担当)	小山内 秀 樹
健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)	浅 川 靖

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
教育長	田 辺 裕 子

○傍聴者数 0人

○議事日程

[議決案件]

- 日程第1 第6号議案 平成24年度使用教科用図書（一般図書）の採択について
日程第2 第7号議案 中央中学校校舎等解体工事請負契約に係る意見について
日程第3 第8号議案 平成23年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について

[協議事項]

- (1) 常葉少年自然の家の廃止及び中野区立少年自然の家条例の一部改正について
(2) 中野区行政財産使用料条例の一部改正について

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 1 / 3 0 中野区立小学校PTA連合会新年会について
- ・ 1 / 3 1 中野区立中学校音楽鑑賞教室について
- ・ 2 / 2 中野区医師会予防接種協議会について
- ・ 1 / 2 9 中野区中学校連合作品展について
- ・ 1 / 3 1 中学校音楽鑑賞教室について

(2) 事務局報告事項

- ①中野区立中央中学校土壌汚染調査について（子ども教育施設担当）

中野区 教育委員会
第4回定例会
(平成24年2月3日)

午前10時00分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日、第7号議案に関連して、経営室副参事・施設担当、小山内秀樹さん、第8号議案及び協議事項の2番目に関連して、健康福祉部副参事・学習スポーツ担当、浅川靖さんに出席を求めていますので、ご了承ください。よろしくお願いいたします。

<委員会運営について>

山田委員長

それでは、日程に入りますが、お手元の議事日程にございますように、議決案件の審議が3件予定されていますが、第8号議案は人事に関する案件ですので、非公開での審議を予定しています。したがって、先に協議事項、次に報告事項と進め、最後に議決案件の順に進行させていただきます。

<協議事項>

山田委員長

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1番目、「常葉少年自然の家の廃止及び中野区立少年自然の家条例の一部改正について」の協議を進めます。

説明をお願いいたします。

副参事（学校・地域連携担当）

それでは、お手元にごございます資料に従いましてご説明をさせていただきます。

こちらは、常葉少年自然の家の廃止、及び、それに伴います少年自然の家条例の一部改正についてでございます。「今後の校外施設のあり方」につきましては、昨年来、さまざまご協議をいただきまして、本年の1月13日、第1回定例会におきまして最初のご協議をいただいたところでございます。その後、1月30日付で「今後の校外施設のあり方」につきましては決定をさせていただいたところでございます。これに基づきまして、常葉少年自然の家の廃止、及び、それに伴います条例の一部改正についてのご協議を本日お願いし

たいというふうに思っているところでございます。

まず、1「中野区常葉少年自然の家の廃止について」でございます。廃止理由につきましては、施設の老朽化、東日本大震災の影響、また原子力発電所の事故等、これらを総合的に勘案してということで、この理由に関しましては、「今後の校外施設のあり方」でご協議いただいた内容と一致させているところでございます。

また、廃止の施設につきましては、常葉少年自然の家ということで、位置に関してはご覧のとおりです。廃止の年月日は、平成24年3月31日を予定しているところでございます。

また、これに伴います「中野区少年自然の家条例の一部改正について」でございます。主な改正内容は、常葉少年自然の家に関する規定を削除するものでございます。内容につきましては、1枚おめくりいただきますと新旧対照表がございます。こちらのほうでご説明させていただきます。

第2条でございますが、常葉少年自然の家の名称及び位置を改正案のほうでは削除するものでございます。また、第3条の第6号、下線の部分でございますが、今までは「規則で定めるもの」というふうな形の記載がございました。これについては、規則のほうで常葉少年自然の家に関するものでございますが、田村市の利用等についての記述をこの部分で受けているものでございまして、常葉少年自然の家の廃止に伴いまして、左側のとおり、「特に必要と認めるもの」というふうな形での改正を行いたいというものでございます。また、第4条のほうでは、先ほど申し上げました第(6)号のところを受けておりました「(以下『委員会規則』という。)」という部分がこの部分で初めて出てまいりますので、受けて、この部分に記載したというような形の3点の修正になるものでございます。なお施行予定日のほうは、24年4月1日を予定しているところでございます。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

この「規則」というのは、今のご説明で、常葉少年自然の家に関することが定められている、常葉少年自然の家がなくなったことで規則の規定も必要なくなるというふうに理解しているのですけれども、その規則の規定というのは長いものなのではないでしょうか。そんなに長くなければ、どんなものだったのか確認したいという気もするのです。

副参事（学校・地域連携担当）

簡単に申し上げますと、田村市の教育委員会、または田村市市内での青少年団体が社会教育活動にかかわるような活動を行う場合には、常葉少年自然の家の利用を可とするというような内容の規定でございます。

大島委員

今回、別に問題ないと思いますけれども、一応その場合、規則の中身というのを参照したいと思います。どういう規則の規定がなくなるのかというのをちょっと確認したいという気がしますので、次回、このような同様の例で、そんなに長いものでない場合、つけていただくとありがたいなと思います。

山田委員長

よろしいですか。

副参事（学校・地域連携担当）

はい。

山田委員長

次回定例会での議案の審議もありますので、そういったことで準備を進めていただければと思います。お願いいたします。

確認させていただきたいのですけれども、常葉少年自然の家を廃止するということになると思うのですが、この施設については今後も中野区の管理下にあるという理解でよろしいですか。

副参事（学校・地域連携担当）

今のところは機械警備という形で警備をかけてございますけれども、基本的に教育財産から普通財産のほうに移行していくというふうなことで考えているところでございます。中野区での管理ということには変わりないというふうに思っております。

山田委員長

今まで少年自然の家を運営するに当たり、いろいろな方々にご協力をいただきましたが、そういう方たちへの同意等はお済みになっているのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

先週でございますけれども、田村市の市長のほうにもお話をしてまいりましたところでございます。また、その以前にも、事業協同組合ということで、この運営に当たりましてさまざまご協力をいただいた地域の方々、常葉行政局等にも事前にお話しさせていただく中でご理解をいただいているところでございます。

山田委員長

そのほかにご質問、ご意見ございますか。

高木委員

今の質問と同じ、第3条の第6号でございますが、「中野区教育委員会が特に必要と認めるもの」ということで、従来のどういことが該当するかはご説明があったのですが、これはどういうケースを想定しているのか。また、「中野区教育委員会が特に必要と認めるもの」というのは、どういう申請をもって教育委員会のどこで決裁をするのかをちょっとお聞きしたい。

副参事（学校・地域連携担当）

規定としては非常に緩やかな形になりますけれども、想定しておりますのは、他の自治体での教育活動等を行う場合にも、今までは区民という形がすべてを占めてございましたが、社会教育活動と生涯学習にかかわる活動につきましては、この部分でもう少し広い形での利用も可能となるというふうに考えてございます。教育委員会で協議して決定していただくようになります。申請については基本的に今ある様式等で行うこととなりますけれども、そういった過程を踏まえてご活用いただけるようにというふうに考えているところでございます。

山田委員長

ほかにご意見等ございませんか。

（発言する者なし）

山田委員長

それでは、「常葉少年自然の家の廃止及び中野区立少年自然の家条例の一部改正について」は、次回の定例会で改めて議決案件として審査をしたいと思っております。事務局は、たまた今の協議内容を踏まえて準備を進めてください。お願いいたします。

次に、協議事項2番目、「中野区行政財産使用料条例の一部改正について」の協議を進めます。

説明をお願いいたします。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

それでは、「中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」、お手元の資料に従ってご説明させていただきます。

まず、改正理由でございますけれども、地域生涯学習館を廃止するため、条例にござい

ます別表14を削除するものでございます。

施行予定日は、平成24年4月1日を予定してございます。

地域生涯学習館の開放は、規則によるものでございますけれども、先日1月27日の教育委員会で議決いただき、中野区立学校設備使用規則及び中野区立学校施設の開放に関する規則は一部改正されました。平成24年4月1日の施行によりまして、地域生涯学習館は廃止されることに決定いたしました。ただし、この地域生涯学習館の使用料につきましては、中野区行政財産使用料条例により定めておりますので、この部分を同条例から削除する必要があるというものでございます。

新旧対照表の1枚目をご覧ください。現行の別表14は、同条例の第2条にあります「別表に掲げる施設を集会場等として使用する場合の使用料は、同表に定めるところによる。」というものを受けまして、地域生涯学習館の使用料金を定めたものでございます。今回これを削除するというものでございます。なお、ここに掲げております使用料金額は現行における料金体系でございます。

実は、この地域生涯学習館が存続しているという前提で、平成24年7月1日からの使用料金について——これにつきましては新旧対照表の2枚目をご覧いただきたいところなのですが、昨年12月14日に条例の一部改正が区議会で既に議決されまして、7月1日の施行、つまり使用料の改正に当たるわけですが、この7月1日の施行を待っている状態でございます。この表におけます右側の現行の欄の『200円』を『300円』に、『400円』を『600円』に」という表記は、7月1日からこのように別表14の中身を改める予定だったというものでございます。例えば、同じように、その下にございます別表15というところでは、体育館の使用料改定や新たに加えた冷暖房の附属設備の使用料も、ここでは金額の表記は略されてございますけれども、7月1日の改正条例の施行を待っているものでございます。

今回の地域生涯学習館の4月1日廃止に伴い、順序は後先になりますけれども、この7月1日施行予定の部分につきましても今回削除するものでございます。

以上、まとめますと、4月1日から地域生涯学習館について条例の表自体を条例から削除することと、その表の中身の料金改正として、7月施行を待っていた条例の一部を改正する条例からも地域生涯学習館部分を削除するというものでございます。

私からの説明は以上のとおりでございます。

山田委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

高木委員

ちょっとわかりにくいのですが。「中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例新旧対照表」の最後のほうで、現行の「15 中野区立学校」が改正で「14 中野区立学校」になるということなので、別表15は番号が14に繰り上がるだけという理解でよろしいのでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

そのとおりでございます。

山田委員長

よろしいでしょうか。

地域生涯館が廃止されるに伴っての関係条例の整理をするということですが、よろしいですか。

それでは、「中野区行政財産使用料条例の一部改正について」は、次回の定例会で改めて議決案件として審査をしたいと思います。事務局は、ただいまの協議内容を踏まえて準備を進めてください。よろしくお願いいたします。

<報告事項>

山田委員長

次に、報告事項に入ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

山田委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私のほうから、1月27日の第3回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告をさせていただきます。

1月30日月曜日、中野区立小学校PTA連合会新年会がありまして、私と高木委員、教育長が出席いたしました。

1月31日、中野区立中学校音楽鑑賞教室が開催されまして、大島委員が出席いたしました。

私からの報告は以上です。

各委員から以上の報告につきまして、補足、質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

私からです。

昨日、医師会館において、医師会が受託しています集団で行っている予防接種に関係する区の方と医師会の関係、ドクター並びに看護師との協議会と申しますか、そういうものを毎年1回設けているのですけれども、ご承知のとおり、ポリオの予防接種が今いろいろ問題を投げかけております。日本は生の経口ポリオを使っています、2回接種を行っています。ただ、この生のポリオというのは腸管で吸収されるのですけれども、その後、糞便の中に約4週間排泄されますので、時々、それに伴っての2次的なポリオが発生することの危険性がある。で、今までに何例かの報告は出ていたのですね。そういうこともあって、世界的には、感染源とならない不活化ポリオ——これは注射剤なのですけれども——が多くの先進国では導入されているけれども、我が国ではまだ導入されていない。それが昨年の5月ぐらいのマスメディアのキャンペーンが多かったものですから、あたかも生ポリオが非常に悪者になってしまっていて、接種者数が激減しているのですね。多くの理解ある保護者の方は、不活化ポリオを並行輸入して接種している医療機関に行って打っているという現状もあります。ただ、この場合には、補償の問題ありませんし、接種回数もおおむね4回、全部実費になります。公費負担は入りません。というふうなことで、きのう中野区の担当の副参事からも、「不活化ポリオの単独ワクチンが導入されるのは早くても今年の秋だろう。それが予防接種条例にのっとって世に出て接種できるようになるのにはもうしばらくかかるので、恐らく来年の春ぐらいになるだろう」ということが一つ。

それから、世界的には、三混と言いまして、ジフテリア・破傷風・百日ぜきというDPTという予防接種があるのですけれども、これに不活化ポリオをまぜたDPTタップというのが世界的には主流でして、それも今日本で開発をされている。それもことしの秋ぐらい。ということになりますと、ポリオの予防接種は、この2、3年の間に大きくさま変わりする。生のワクチンもしばらくは続けるでしょうし、単独の不活化ポリオも出てくるでしょうし、DPTの合剤、タップというのが出てくるという非常に煩雑なことになるということが予想されます。

あともう一つは、BCGの予防接種の接種率も少し下がっているのです。これは何が起きているかという、今、子どもたちに打つワクチンが非常に増えました。ほとんど任意ワクチンなのですけれども、例えば11月には、乳幼児下痢症を予防するロタウイルスのワクチンも世に出ています。これは何と生後6週から飲めるのですね。これは生ワクチンなので、飲んだらまた4週間あけなければいけない。そのほか、いろいろなものが導入され

た結果、医療機関に来て1回ずつ打っていくとなると、1歳までの間に何と17回来なければいけない。いろいろな人が集まっている、感染源の多い医療機関に17回も来るほうがリスクではないかと。そういった場合には同時に接種しなければいけないけれども、国では、「医師が必要と認めた場合には同時接種はいいですよ」という文言にとどまっているわけです。

こういった現状が起きておまして、私たち医療関係者も含めて、保護者の方には非常にわかりにくい。これを一つ打開すべく、先日、東京産婦人科医会と東京小児科医会が合同会議を開きました。産後の1カ月健診というのは多くは産婦人科のところで受けるのですが、そこで乳幼児予防接種について啓発するようなことを考えないといけないのではないかと。要するに、周産期に関係する産婦人科医と小児科医が連携をとって、きちんとした情報を与えなければいけないのではないかという話し合いを進めております。そういうことをして、予防接種で予防できる病気についてのしっかりした理解としっかりした接種スケジュールを組んでいかなければいけない。こんなことがきのうの夜話し合われました。

今日の区報にも、「入学前に予防接種はきちんと打っていますか」というような啓発も出ています。今、学校でインフルエンザがはやっていますけれども、いろいろな感染症予防のためのワクチンの位置づけをもう一度再確認しなければいけないのかなと思っている次第です。

私からは以上です。

では、高木委員、お願いいたします。

高木委員

1月29日日曜日に、中野区中学校連合作品展をなかのZEROに見に行きました。珍しく、中学校1年生の息子が、自分の作品が展示されているので見に行きたい、行ってくれというので。ここでは美術、技術、家庭、書写——書き初めですね。あと、息子の所属する特別支援学校の作品があつて……。中は暖かかったのですが、行くまですごく寒かったです。

一緒に見て、特によかったなと思うのは、北中野中学校の美術で、2年生なのですが、ワイシャツとかボタンダウンのシャツを粘土でつくって色を塗ったのがあって、これは今風で素敵なおもしろいなと思いました。あと、南中野中学の3年生でモアイ像。本物は十何メートルなのですが、20cmぐらいのものがたくさんあって、今風のどや顔をしているモ

アイ像ですとか、ちょっと悔しがっているモアイ像とか、個性が見えてすごくよかったですと思います。あと、ハイトーンで描く「気になる人の顔」というのが幾つか飾ってあって、各校、皆さん、できがいいのが多くてすごくよかったです。九中の3年生でビートたけしさんのが、これはプロなのではないかと思うぐらいすごくよくて、息子も興味を持って見ていたのです。ただ、書き初めは息子は余り興味がなかったみたいですね。

あと、技術家庭で、ラジオとか、テーブルタップ、コンセントを出品されていた学校があるのですが、ラジオの成果品が三つ置いてあったのですが、生徒さんはすごく一生懸命つくったと思うのですけれども、評価は難しいなと息子と一緒に言っていました。

あと、技術家庭でマグカップにコンピュータグラフィックスでつくった絵をプリントして焼いた作品は、今風ですごいなと思いました。各学校に行ったときに展示も見るのですけれども、こういうふうにして見る機会があまりなく、時間をとって行くのがなかなか難しかったのですけれども、今回、子どもに誘われて行ってすごくよかったですなと思いました。

私からは以上です。

山田委員長

飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

特にございませぬ。

大島委員

1月31日、中学校音楽鑑賞教室へ行ってまいりました。なかのZEROの大ホールで行われて、東京都交響楽団が来てくださって、運命の第一楽章とか、カルメンの組曲とか、おなじみの有名なメロディーを演奏してくださいました。まず第一に感じたのは、オーケストラの生の音というのがすばらしいなと。CDですとか、そういう機械を通して聞いたのも、最近では音響がすばらしいとは言われていますけれども、やはり生の音というのはすばらしいなということで、本当に楽しませていただきました。

それと、司会のフリーアナウンサーの方も、こういう催しになれていらっしゃるみたいで、生徒さんたちにいろいろ呼びかけて、盛り上げて、曲やオーケストラの紹介もとても上手でした。それで、楽器紹介があったのです。鑑賞教室ですから、当然、オーケストラとか楽器についての理解を深めてもらおうということも一つの目的だと思います。弦楽器とか木管楽器とか金管楽器というふうに分類ごとに紹介していくのですけれども、例えば弦

楽器ですと、バイオリン、ビオラ、チェロ、コントラバスというふうにいるいろいろあって、楽器が大きくなるほど音が低くなるのですよという説明がありました。弦楽器みんなで演奏したらこうなりますよということで、アンサンブルの曲を弾いてもらいました。一つ一つ言葉での紹介だったので、そのところの一つ一つの楽器の紹介がないというところがすごく残念でした。次回、それも入れていただければいいなというふうに思いました。

以上です。

山田委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

特にございませぬ。

山田委員長

では、各委員からの報告につきまして、何かご質問、補足等ありましたらお願いいたします。

今、大島委員から報告があった中野区立中学校音楽鑑賞教室というのは、開催はいつもこのぐらいの時期でしたか。あと、何年生が行かれていますのでしたか。

一つには、1月のこの時期というのは本当はインフルエンザが怖い時期なので、集団で集まったときに――前、新型インフルエンザのときにありましたよね。集団でやる行事はできるだけ控えたほうがいいという意見が厚労省から出ていたり。あと、この時期というのは、中学生ですと、3年生は受験期ですから、恐らく1年生ですよ。

副参事（学校・地域連携担当）

何年生というふうに限定はされていないようですね。今までのを見ますと、22年度では1年生が3校、2年生が7校、2年生・3年生が1校というふうに各校ごとにやっているという形になっております。

山田委員長

時期はいつもこのぐらいの時期でしたか。

副参事（学校・地域連携担当）

はい、時期は大体この時期に開催されております。

山田委員長

今年も、例に漏れず、各学校、学級閉鎖とか学年閉鎖がある時期なので。もちろん、今のオーケストラのほうの準備とかいろいろあるので、日程調整は難しいのかなと思います。

が、その辺も少し考慮されたほうがいいのではないかと感じました。

でも、このような鑑賞教室をやっている区は、恐らくほかに余りないのではないかなと思うので、ぜひ続けていただきたいと思います。

ほかにご発言がないようであれば、事務局の報告に移ります。

<事務局報告事項>

山田委員長

それでは、「中野区立中央中学校土壌汚染調査について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

「中野区立中央中学校土壌汚染状況調査について」でございます。

中野区立中野中学校の実施設計にあわせまして、現中野区立中央中学校の敷地におきまして土壌汚染状況調査を実施しましたので、ご報告をさせていただきます。

1としまして「調査理由」でございますが、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例117条第1項に基づき実施をいたしました次第でございます。これは、敷地面積が3,000㎡以上の土地において土地の改変を行う場合につきましては、過去の土地利用履歴を調査することにより、対象地に有害物質取扱事業所が存在したか否かなどを把握し、土壌汚染のおそれの有無の判断を検討することとされているためでございます。対象地の過去の土地利用履歴をそういったことで調査いたしました。

その結果でございますが、対象地内において戦後から現在に至るまで有害物質取扱事業所は存在しないことから、有害物質を取り扱った経緯はないことが判明をいたしました。調査の結果、汚染された土壌を埋め立てた経緯はありませんでしたが、明治30年から昭和20年の終戦まで旧陸軍軍用地として利用されておりました経過がございます。そのため、有害物質の使用履歴が不明であったため、平成23年7月8日より土壌汚染状況調査を実施した次第でございます。

「経過」でございますが、9月13日、土壌汚染状況調査の中間報告におきまして、プール施設及び体育館周辺の土壌の一部、地表から30cmぐらい掘り下げたところから、基準値1kg当たり150mgを超える鉛成分が検出されたところでございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。別紙がついてございます。上の図は、現中央中学校の所在地を斜線であらわしたものでございます。下の図でございます。現中央中学校校舎、屋内運動場、プールとございますが、今回、鉛が出たところはこの屋内運動場、プールの斜線の引いてある部分でございます。

資料にお戻りいただきたいと思います。「経過」の二つ目の「・」以降でございますが、9月20日から11月29日までに、土壤汚染状況調査の中、中間報告、調査最終報告を受けまして、その都度、東京都環境局への報告並びに協議を行い、詳細調査実施を行ってきた次第でございます。

3の「今後の対応」でございます。現在、成分分析中のため、詳細調査結果及び今後の環境局との協議を経た後の対応につきましては、後日改めて報告を行う予定でございます。

なお、この土壤汚染状況調査の内容につきまして、区立中央中学校の解体並びに改築工事に関しましての今後の予定については、今のところ変更は生じないというふうに認識しているところでございます。

私からのご報告は以上でございます。

山田委員長

ご質問がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

鉛のあることが疑われているこの斜線の部分のところは、現在どんなふうになっているのですか。立ち入り禁止の表示をすとか、現在の状況は、子どもたちが入れないようにしているのかどうか。

副参事（子ども教育施設担当）

この体育館の東側、それからプールの南、それから北側でございますけれども、この部分につきましては、子どもたちは立ち入りができないような形でさくなどをしてございます。

それから、先ほども申し上げましたが、鉛が出たのは地表から50cm深いところですので、直接鉛に触れるといったような場面はないということでございます。

大島委員

科学知識がなくて申しわけないのですけれども、鉛が出るとどのような悪い影響があるのかというご説明をいただきたい。

それから、今後、この建物を建てる工事のほうに進んでいく予定だったわけですが、最悪の場合は計画を変更しなければいけないとか、そういう影響というのはあり得るのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

鉛の毒性でございますが、非常に難しい説明になってしまうのですけれども、私どもの

ほうで調べた結果としましては、長期的に見た場合、鉛は自然な状況の食物にもわずかに含まれるため、常に摂取されており、一定量ならば尿などから排泄されます。ですから、鉛に対して必要以上に神経質になる必要はないというような文献がございました。

それから、この鉛の影響によります今後の解体、それから、改築工事につきましては、計画の変更というのは今のところ認識してございません。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

高木委員

今のご説明でいいのですけれども、ちょっとイメージがわからないのは、現在、詳細調査中なので回答はしづらいと思うのですが、例えば、基準値は超えたけれども、健康に余り影響がないので、このまま工事が進められるという可能性。あと、ちょっと土壌を改良しなくてはいけないから土の入れかえがあるけれども、スケジュール的には変わらないのか。あるいは、先ほどスケジュール上はほぼ影響がないという予想ですけれども、大体どんなイメージなのか。

副参事（子ども教育施設担当）

ちょっと詳しくなりますけれども、先ほどから申し上げますように、今のところ、地中50cmのところから出ているというようなことと、詳細調査は、地表から50cm、1m、1m50cmというような区切りで、約10mまで深掘りをしまして、その部分で検体を取りながら、鉛の成分がどれぐらい入っているのかという詳細な調査を行っているところでございます。ですから、地表面であれば改良工事というお話がありましたけれども、簡単な土の入れかえで終わってしまうかもしれませんが、もし8mとか9mの深いところでまだ出るというようなことになると、これはちょっと計画が変わるかもしれないのかなというのが今のところの判断でございます。

山田委員長

私からです。

今回、この報告をいただいて、都民の健康と安全を守る環境に関する条例というものがあるということを知りましたし、それが3,000㎡以上の土地の場合にはこういった調査をしなければいけないという条例だと思うので、その細かなことは東京都の条例で定められていて、東京都に報告をするということになりますと、今まで私たちの回りでも大規模店舗などの3,000㎡の場合にはこの調査が行われていて、東京都にアクセスすればそれは公表さ

れていたということの理解でよろしいですね。

副参事（子ども教育施設担当）

私の知る限りでは、委員長が今おっしゃったような内容で、3,000㎡以上についてはこういった調査をし、もし鉛等の土壤汚染物質が出た場合については改良しなければならないという形で工事を進めているというふうに聞いてございます。

山田委員長

その鉛も含めて、有害物質が出た場合の対処法などについても東京都の指導とかいうことがあるという理解でいいですか。

副参事（子ども教育施設担当）

調査をし、必ず東京都の環境局のほうにご報告をし、報告した内容で環境局から、こういった状況の場合にはこういった土壤改良をなさ、調査をなさというような指示が来ます。そういった場面で私どものほうは行動させていただいているといったところでございます。

山田委員長

東京都環境局の指示・指導に基づいて今調査を行っているということですね。

副参事（子ども教育施設担当）

そのとおりでございます。

山田委員長

ありがとうございました。

飛鳥馬委員

鉛の成分、それから、何が入っているか、「分析中」と書いてありますよね。分析の結果はできるだけ知らせてほしいなと思っています。私も鉛についてよくわかりませんけれども、基準があって、それを超えないようにというのがあるということは、心配だからそういう基準があるのだらうと思うのですね。子どものころを思い出すと、多分、釣りをするのに重りに鉛をつけていましたよね。鉛でハンダづけをしましたよね。そういう鉛と同じなのかどうかがよくわからないので、何でこういう基準があるのか。昔は、子どもも職人さんも平気で使っていたわけですから、そういうことがちょっとわからない。分析の結果が、何がだめで何がいいのかわからないので、正確な情報が知りたい。区民の方も心配する方がいるかもしれないので、そういうことを知らせてほしいというお願いをしたいと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

了解いたしました。

山田委員長

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

山田委員長

それでは、ほかに事務局からの報告事項はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

<議決案件>

山田委員長

次に、議決案件の審査を行います。

<日程第1>

山田委員長

日程第1、第6号議案「平成24年度使用教科用図書（一般図書）の採択について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第6号議案「平成24年度使用教科用図書（一般図書）の採択について」、ご説明いたします。

平成24年度に特別支援学級で使用いたします附則第9条に基づく一般図書でございますが、これにつきましては、昨年夏に一括でご採択をいただいたところでございます。ただ、供給の段階になりまして、4冊が品切れまたは絶版という状況が判明いたしました。そこで、裏面でございますこの4冊について新たにご採択をお願いするものでございます。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

絶版になったりして使えなくなったという本と、今回使おうというここに出ている本とは、内容的には同じような内容とか同じようなレベルとかというふうに考えてよろしいのでしょうか。

指導室長

そのとおりでございます。例えば、数学で、「さんすうだいすき あそぶ・つくる・しらべる」というのをご採択いただくようにご提案申し上げましたが、これは、前回のご採択では、「小学3年算数 時こく・かさ・重さ・図形」というものでございました。これが絶版となりましたので、それと同等のものということで同じようなものを選んでございます。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第6号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第2>

山田委員長

日程第2、第7号議案「中央中学校校舎等解体工事請負契約に係る意見について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

7号議案でございます。「中央中学校校舎等解体工事請負契約に係る意見について」、ご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、この工事請負契約について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、区長から意見を求められたものでございます。

1枚おめくりいただきます。「中央中学校校舎等解体工事請負契約」といたしまして、契約の方法ですが、一般競争入札で、3「契約の金額」といたしましては、1億4,439万6,000円でございます。契約の相手といたしましては、台東区の大竹工業株式会社でございます。

私からの説明は以上でございます。

山田委員長

質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

一般競争入札を行ったということですが、今ここで報告できる範囲の情報でいいのですが、入札では、例えば何社ぐらいの応募があって、金額的にはこのような範囲だったとか、そんな内容について、ここで発表できる範囲がありましたらお願いします。

教育委員会事務局次長

中野区では、競争入札に関しましては、一般競争入札ということに限って申し上げますけれども、一つは、最低制限価格というものを設定して——これは例えばの話としてお聞きをいただきたいと思います。もし予定価格が1億円だったとした場合に、最低制限価格を7,000万円ということで設定したとすると、これよりも低い価格設定をした場合には、入札参加する際の、その業者さんが札を入れる際の価格にどこか無理があるのではないかと、どこかに負担を強いているのではないかとといったようなことから、この最低制限価格未満の価格で札を入れた場合には自動的に失格にしてしまう。下請業者をいじめるとか、そういったことも考えられますので、そういう制度があります。したがって、予定価格と最低制限価格の間で競争をすることになります。予定価格を超えてしまった場合には、もちろんこれは自動的に失格ということですが、そういう仕組みの中で、要するに競争性を担保しながら、そういった他の要因もその中できちんと整理をする仕組みがこの最低制限価格制度と言います。

実はもう一つ、現在まだ試行中だと思いますけれども、これと逆に、低入札価格調査制度というのがあります。これは、予定価格があって、低入札調査のための基準となる価格があって、本来、この間で競争をしていただければいいのですけれども、この基準価格を下回って札を入れた場合、従来の最低制限価格制度ですと自動的に失格になってしまうのですが、これはそうではなくて、このうちに、例えば直接の工事費が幾らだとか、管理費が幾らだとか、四つぐらいのそういう項目ごとに基準となる価格が何パーセントを超えていけば、全体が基準価格より下であっても、区の発注に耐え得るかどうかということを変更して1個1個調査をかけまして、区の施工に耐えられる業者による入札があった、こういったことを調査・確認した上で、委員会を立ち上げてやるのですけれども、それでこの業者がいろいろな意味でトップ、1位になった場合には、この業者を契約の相手方にしてもいいですよという仕組みをつくって現在試行している中で、その最低制限価格制度に基づいて今回のこの解体工事は入札契約がなされたというものでございます。

大島委員

ということは、やはり区としても相当専門的な立場から、こういう工事だったら一般的にはこれぐらいの費用はかかるだろうというようなことも基礎知識として持っていて臨むというようなことで理解してよろしいですか。

教育委員会事務局次長

もちろん、予定価格を設定する場合には、担当部局が細かく積算をして、その積算結果に基づいて予定価格というのを組み立てますので、そういう意味では、その知識も能力も持っているというものでございます。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

私のほうから。

この契約金額のほかに、解体工事の期間についての定めはあるのでしょうか。

経営室副参事（施設担当）

解体工事につきましては、議決後、2012年8月3日までを工期としております。

山田委員長

ありがとうございました。

ほかに質疑はございませんか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第7号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

施設担当、小山内副参事、本日はご出席ありがとうございました。どうぞご退席ください。

<日程第3>

山田委員長

日程第3、第8号議案「平成23年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」を上程いたします。

山田委員長

ここでお諮りいたします。

本件は、人事案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書きの規定により非公開とさせていただきたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成ですので、ただいまより会議を非公開といたします。

以上で、本日予定した議事は終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第4回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前11時10分閉会